

策のなかからスッポリと抜けおちることの懸念を述べてコメントの代りにしたい。

一般討論

司会(福武) レポーターの塩野谷さん、コメンターのお二人に厚くお礼を申しあげる。

直接塩野谷さんに問いかけるというコメントでもなかったのですが、できるだけ参加のみなさんのご議論をいただきたいと思っている。ではただちに討論に移らせていただく。

角田豊 一番最後の三浦さんのお話に関連して、塩野谷さんからお答えをいただきたいと思う。

基本的には塩野谷さんのお考えとそう大きな違いはないと思うが、三浦さんのいわれた歴史的展開と関連して感ずるのは、いわば労働政策と福祉政策ということである。

レセセフェール時代から今日まで市場メカニズムが一応基本になっていることはまちがいないが、一方で労働政策が労働市場の特性をつけて、市場メカニズムを貫徹するかたちでいろいろの介入を今日まで制度化し積み重ねてきており、それが少なくとも日本においては、戦後の消費者保護のようなものになってくる面がある。もう一つ労働政策の中で、市場で考えられにくい、つまり非経済的な、当時においてはたとえば労働力保全というふうにいわれたが、それを経済政策的なことばにずいぶん無理をしながら言い直していた面があった。つまり労働災害であるとか、あるいは職業病であるとかいう問題は、今日に至るまで、一方では貧困の問題であると同時に、他方ではそうした労働者の生命、健康を破壊するという問題として、非経済的な側面もずっともち続けているわけである。それを最初、やはり非経済的なものへの介入というかたちで始めた面があったと思う。

したがって今日福祉政策が問題になる場合、以前の労働政策オンリーの場合と異なって、より非経済的な要因を重視しながら、そして人間的価値に関連をもたせながら考えていくことは当然と思う。同時に、たとえばノン・エイブルボディの中においても、医学その他の発達によって、あるいは健康管理の発達によって、寿命が伸びるとか、あるいは能力が回復するとかいう面が出てき

ている。

単に従来の労働政策の拡大というかたちで進めてゆけば、一種の能力主義的な偏向に陥るであろう。しかし他方では社会的な生産に寄与することが老人に至るまでかなり可能になりつつある。あるいは従来の婦人年少労働についてもそうである。そういう状況が一方にあって、他方では、まだ現在の医学あるいはそのほかの福祉施設等では解決のできないノン・エイブルボディの問題がある。のみならず、それは公害であれ、労災であれ、職業病であれ、交通事故であれ、再生産されていると感ぜられる。その意味では、労働政策の今までの市場メカニズムとの関連で、市場メカニズムを補正していったもの、あるいは非経済的なものとして十分にはその線に乗り得なかったもの、そういうものを歴史的に考えながら、今日の新しい問題としてとらえていく方がよいのではないかと思う。

塩野谷教授がご指摘になったような「公正」の見地から制御と負担を考える場合、その「公正」の中には当然コンペンセーションというか、広い意味では予防も入るだろうと思うけれども、そうした公害や交通事故だけではなく労働災害あるいは慢性的職業病、あるいはそれに近い疾患というものに対する補償の問題も当然入るかと思う。その点お教えいただければ幸いである。

もう一つ、さきほど三浦さんが最後にまとめられたような意味からいっても、労働者の福祉というものが広い意味での社会保障の問題として、つまり職業病その他の問題、労働安全衛生の問題、それから今まで日本で十分には展開してこなかった有機的な福祉のさまざまな側面と公共政策との関連という問題として出てくることによって始めて、広い意味での福祉政策の対象が生きてくるのではなかろうか。その点を一つ私見として申しあげてお教えねがいたいと思う。

司会 一つ一つお答えいただくよりも、総合的に討論していただきたいと思うので、もうすこし自由な発言を希望したい。

嶋田啓一郎 ぜひおうかがいしたいと思っているのは、さきほど正村先生もおっしゃった市場機構を尊重しながら、しかもそれを制御しなければならないという福祉の領域ですが、たとえばローゼンバークが「ザ・メジューメント・オブ・ソーシャルウエルフェア」という場合、記号的にはABCと書くけれども、それを数量化し得ないということを告白している。数量化しなければ、実際の日本経済の中では、財政配分の場合にもそれを要求できないという問題が起こってくる。だから実際には市場

機構を尊重してということをするべき時機がやはりあるのであって、今福祉だけを強く主張したのでは、お前たちいったい何を要求しているのだということになり、その数量的な面について答えられないのは私たちにとってひじょうに心配である。最近私は貧困の研究を一生懸命やっているのだが、この間もデンバーの会議で、ティトマス氏が、貧困というのを従来のような、ただ日常生活の貧困というだけではなく、財政（資源）配分法の貧困とか、そのほかひじょうに心理的な諸々のセンスの貧困とか、コミュニケーションの貧困とか、あるいはアンタッチャビリティの貧困とか、ひじょうに拡大して貧困を言っている。そうすると私たちは、それがいったいどうして経済との係わりをもつことができるのかという問題にぶつかる。福祉指標というようなことがいわれているが、それを私たち社会福祉の方からやってみてひじょうに困難を感じざるわけである。だからそのあたり、いったいどうしたら経済と社会的福祉のニーズとを結び得るのか、その問題をぜひ伺いたい。

市川洋 塩野谷先生にご質問したい。福祉の問題は、実務的には所得保障の問題であろうかと思う。三浦先生がおっしゃったのは、むしろ基本的サービスの保障の方で、もう一つ所得保障の面がある。おそらく現在の財政理論の中で、金持が貧乏人の面倒をみるという点は弱い面ではないかと私は思っているが、結局、本質的にはマスグループも言っているように、分配の話はベネフィット・プリンシプルからは出てこないのではないか。そうすると塩野谷先生のお話は、インプリシットに日本なら日本という国のベースを考慮しておられると思うけれども、金持が貧乏人の面倒をみるということ自体が全体のベネフィットを増大させるという、つまり個々の人の効用関数の中に、そのコミュニティの所得分布に関する価値判断が入っていると考えざるをえない。そうだと仮定すれば、いままで金持が貧乏人の面倒をみるということは、アビリティ・トゥ・バイ・プリンシプルの方から出ていたように思うが、むしろそれをベネフィット・プリンシプルで解釈して、効用関数の中にグループの指標が入っている、あるいはグループに関する価値判断が効用関数の中に入っていると考える。その場合にそのグループを国という範囲で考えるか、もっと別なグループで考えるかがわかりあいにむずかしい問題で、日本の場合、いろいろなグループ間の利害の相反する場合がかなりある。だから個々人の中に特定のグループに関するその人の価値判断みたいなものが入っていて特定なグループの利益を図る。さきほど正村先生もちょっといわれたけれども、

たとえば農民対非農民だとか、それから政管健保に属している人と組合健保に属している人だとか、いろんなグループがありうると思うが、その問題をどういうふうに考えられるかということが一つ。

そのもっとも極端な例として、たとえばaグループとbグループがあると考えたとき、aグループの効用関数の中に、bグループを爆撃することがひじょうにaグループの効用を増大するのだというように、aグループの構成員の効用関数がおかしければ、現実問題としてaグループかbグループに攻撃を加えることだってありうる。

だからたとえば市場の失敗として四つ挙げられているけれども、そのもう少し前の段階の話として、いろいろな啓発・宣伝を行なって——それは経済外のことで、たとえば価値基準なり倫理基準なり何でもかまわれないが——グループの効用関数がおかしいときに啓発・宣伝によって、とくに効用関数を変えてもらおうではないかということは考えるかどうか。その点について教えていただきたい。つまりそういう効用関数がグループの指標を含むときどうすればよいかということである。

司会 質問のかたちでいくつかのお話があったが、積極的にご意見をお出しいただくという方があればおねがいしたい。

馬場啓之助 いまのご報告とコメントを聞いていて、福祉政策ということばの中に、消極的な福祉政策と積極的な福祉政策という区別ができるのではなからうかと思う。

さきほど三浦さんもお指摘になったように、いわゆる救貧という段階、その段階は生存権との関連であるから、消極的な福祉政策については、ナショナル・コンセンサスがおそらく容易に確保できるであろう。さらにそれに加えて多様な生活上の欲求を考慮に入れ、個々の生活主体として、個人的機能として充足できないものも福祉政策の対象になってくる。

その端的な現われが塩野谷報告にあったメリット財、あるいはメリット財の供給に対するメリット・ウォンツである。このメリット・ウォンツを認めて、それを供給するときにどう供給するかということが積極的な福祉政策の中心問題だと思う。

これに関連して塩野谷さんはかなり哲学的な議論を展開されて、ボロンテ・ゼネラル (volonté générale) というふうなものを出されるが、しかしメリット財の供給については当然資源配分の問題が出てくるので、この資源配分との関連を媒介するような、いわばボロンテ・ゼネラルと具体的な資源配分とを媒介するような判断基

準を明らかにするものはないか。これは政治の問題だとして、あとでいろいろ問題を出されている。これは一番むずかしい問題で、人にこういうことを聞いて教えていただくというのはひじょうに図々しい話であるが、メリット財の供給についての、資源配分のあり方についての判断の基準を明らかにできるような媒介的な図式というものはないか。この2点をおうかがいしたい。

すなわちまず第一は、福祉政策を消極的な福祉政策と積極的な福祉政策に分けて考えられないだろうか。次にその積極的な福祉政策の中で、メリット財の供給というのはひじょうに重要なウェイトをもっている。とすれば、それを具体的に媒介するような、判断基準になる媒介的な図式としてはどのようなことが考えられるか。その2点をお教えねがいたい。

中鉢正美 塩野谷先生はご報告の中で、福祉政策の補完と制御という問題を区別されている。そして制御の中で「公正」と「効率」ということを主な基準として立てられたようにうかがったが、やはり制御という場合には、制御の目標というか目的というか、それをどこへおくかということがひじょうに重要な問題になっている。その点コメントの正村先生が出された問題の中には、二つの面があるように思われる。

つまり一つは制御の目的が、いわば市場メカニズムを結果的に貫徹させるようなかたちでコントロールすることにある制御、それからもう一つは、後の方で出された現実の具体的な最近の福祉ニーズの変化の中で、重化学工業化がさらに環境産業へ近代化を拡大していく場合に、これを制御しなければならないといわれる場合の制御で、環境破壊その他の問題を考えておられるのだらうけれども、こういう場合制御の意味が必ずしも同じであるとはちょっと考えられない。

「保障」の問題と「制御」の問題と「参加」の問題と三つお立てになっているが、参加ということの中に、市場メカニズムとはちがったかたちでの意志決定への参加を含めて、制御の一つの目的関数が決まってくるというようなことをおそらくそこでお出しになっておられるのではないか。

そして「効率」という場合には、やはり、プロダクティビティというか、生産力基準と考えられる。いま、仮に「公正」ということを機能的に「バランス」と考えるとプロダクティビティから「バランス」に変わってくる、そういう一つの価値基準の変化というか、制御目的の変化のようなものをそこに考えておられるのではないだろうか。

制御と補完というように二本の柱をお立てになった場合、その補完の中にも二つある。メリット財供給の社会化ということと、市場機構の介入によって、つまり価格調整のようなものによって、本来補完で行なうべきものを制御のかたちで行なうということである。しかしそれがかえってマイナスの効果をもたらす、そういうことのようにご意見をうかがっていて受けとれたのである。おそらくこの「公正」という基準は、補完つまり非市場的なものから出てくるような性格をもっている価値基準ではないだろうか。

それで逆にそちらの方から、つまり制御のコントロール、市場機構の貫徹ということではなく、効率性という基準とはちがった側面から、市場メカニズムを通してその貫徹をある程度実現していくという、そういうかたちで一つの制御目的が出てくると思う。それについて相互介入というか、両方ともいけないうのだというふうにやはりお考えになるのかどうか、この点はコメントをつけられた正村先生におうかがいしたい。

ただどうも私は結論的にいって——これは印象であるけれども——多様な価値を保存しながら、人間というシステム——人間がいろんな文化体系に分かれていたのを一つの人類というシステム——に統合していく、そういう二つの条件を同時に満たすようなコントロールを求めていくところにいわば一つのシステム制御の目標が出てくると考えられないだろうか。

むしろ「効率」ということがエボリューションであるとするれば、それに対するコンサベーションみたいな、そういう問題における制御目的の変化が考えられないだろうか。これは私の単なる意見であるが、仮りに公正と制御という二つのコントロール目標があった場合に、その両者の関係が機能的にどうなるか、こういうことについて教えていただければ幸いだと思う。

司会 もうお一方どうぞ。

高橋武 お三方のお話をお聞きしていると、日本の問題がだいたい中心になっており、国際的な問題にどなたもおふれにならなかったように思う。この点、ミュルダールは「福祉国家を超えて」という本の中で、福祉国家がほぼ完成し、社会保障が進むと、海外への問題、後進国への問題が無視されるということをして十数年前に指摘している。

塩野谷先生のご報告の中で、制御と補完の問題をうかがいながら思ったのは、フランソワ・ペルーが7～8年前に出したひじょうにおもしろい本の中で、交換関係のほかに、制御とドゥネーション(贈与)、ということがあ

ると指摘している。社会保障の意味づけをドゥネーションというかたちで説明したわけである。と同時に彼は、ご承知のとおり後進国援助のひじょうな提唱者である。国内の社会保障と海外への援助反はほぼ同じ考え方に立脚するのであろう。そういう意味で、福祉政策の基本的性格を考えるさいに、やはり海外問題を同時に考える必要があると私は感じる。

司会 それではこのへんで、ご意見と同時に申し出た問題点について、ご報告ならびにコメントをなさった方に簡単にお答えいただきたい。まずもっとも多かった塩野谷さんからおねがいたい。

塩野谷 お二人の討論者の方およびみなさんからいろいろお教えいただいたことを感謝している。福祉の問題は、人間および社会の全存在に係わるものであるから、30分ほどの報告でとうていコンプリヘンシブにみなさんの御満足のいくなかたちで議論できなかったのはやむをえなかったと思う。

福祉についての包括的な問題の側面は、私が最近まとめた「福祉経済の理論」の中に書いておいたので、それをもって簡単な説明に代えさせていただきたいが、いくつかの直接的な問題、ご質問に対してはやはりお答えしなければならぬと思う。

まず角田さんの労働政策の問題を全体としての経済政策の中でどう考えるかということであるが、福祉の問題は多面的であるためスペシフィックな政策はこれまでにいろいろ積み重ねられてきたと思う。福祉国家とか福祉経済への歩みというものも、じつはそういう歴史的に積み重ねられてきた政策の所産であって、それをあらためて理論的な立場で体系的に考えようという気運が今日出てきているのではないだろうか。

だから労働政策のもついろいろな側面も、今日福祉という問題を考える場合に、当然どこかに位置づけられなければならないのだが、私の全体としてのフレーム・ワークでいえば、やはり市場の自由な作用の中に放置しておいたのではやはり、社会的に不公正が起こるという問題としてそこに入ってくる。労働問題については人間疎外といった哲学的な問題から、労働災害という直接的な問題まで、つまり個人の能力とか努力を超えた問題に対して個人をそのままさらしているのを社会全体の責任で解決しているというのが「公正」の具体的な内容であろうかと思う。そういう厚生概念を通じて労働政策の問題も位置づけられるのではないかと漠然と考えている。

それから島田さんの、福祉を語る場合には、その数量化なしには困るのではないかということであるが、私は

そうは考えない。議論するには概念を構成できればよいのであって、何でも数量化できなければ議論できないというのは、誤った計量主義的考えではないかと思う。もちろんできるならば数量化して、社会科学問題の、自然科学的あるいは物理的側面を扱うのはけっこうである。しかし、われわれのもっている道具はとかく勝手なものであって、現実の姿のうちオペレーショナルに扱える部分だけを強制的にとりあげてくるから、むしろそういう分析方法の限界を認識すべきではないかと思う。

それから市川さんの問題は、所得保障について価値判断よりもむしろベネフィット原理で扱えるのではないか。そしてそのベネフィット概念が全体の状態に関して一つの価値評価をするということであろうか。その場合、グループの価値判断が誤っていたらどうするかということであるが、具体的なイメージがよくわからない。爆撃が行なわれているわけではないので、現実としてどういうことを考えたらよいのかよくわからない。分配の問題はやはりひじょうに強い意味で価値判断であろうと思う。その価値判断については人びとの間で合意ができる部分とできない部分、馬場先生によると、消極的な部分とかなり論争を呼ぶ積極的な部分とがある。したがってグループ間の対立がひき起こされる場合はかなり積極的な場合ということになるだろうか。まだ議論が尽されていないのに問題はなお先行しなければならないという意味でひじょうに積極的なものであろうと思う。そういう意味で政治的プロセスで決定される政策とか案というのは、それに賛成し得ない人に対してはやはり政治的な外部性を課するわけで無視される集団も出てくるのは当然ではないかと思う。ただ、グループの効用関数がおかしい時という場合の意味がよくわからないが、もうすこし補足していただけないだろうか。

市川 たとえば今のベネフィット・プリンシプルで所得保障を解釈したとする。ところが実際にはいろんなグループでそのベネフィットが異なる。たとえば組合健保の人は政管健保との財政調整はいやだという。そういう場合の解決は、いわゆるベネフィット・プリンシプルからは出てこないのではなからうか。私はそう思う。その場合、今の効用関数をベースとする理論は無力なのではなからうかと思うわけである。

そういう二つのグループの利害が反するという場合は日本で猛烈に多いと思う。ひじょうに政治的な決定プロセスというものに日本人は弱いと思う。たとえば沖縄の面倒を大いにみてやろうという。ところが連帯感がひじょうに薄いバングラデシュに対する経済援助はそれほど

やろうとは思っていない。もし日本とバングラデシュと一緒にコミュニティの中の異なるグループと考えるときには、ひじょうに所得移転は少ないわけである。

それから爆撃というのは具体的にはアメリカ対ベトナムの話である。効用関数がおかしいという例は、じつは日本でも、あるいは世界でもかなり多いと思う。その場合、今の効用関数をベースとする公共経済学は、回答を与えることができるだろうか。あるいは何か手直しをする必要があるのかどうか。そういうことをおたずねしたい。

塩野谷 私は全体としてまさにそういう意見をもって。つまりベネフィット・プリンシプルで分配問題を扱うことはできないということである。だから公共経済学の分析的な方法論は個人主義的な価値観、価値前提に基づいているのである。市場におけるのと同じものを政治的決定の場合にも利用しようというのだが、その場合の大きな分析の限界はやはり効率性の問題としてしか問題を扱えないということである。さきほど「パレート最適の所得分配」という特殊な例があったけれども、そういうところで扱える分配問題というのはやはり制約されたものであって、本来の分配問題は扱わない。その点新厚生経済学と同じであって、同じ方法論を公共経済学もとっているわけである。したがってお出しになられた疑問と同じようなことを公共経済学の制約として私は考えている。だから厚生に関しては別個に問題を展開しなければならないと思う。

市川 食管が赤字であるとか、健保組合の問題とか、あるいは政管健保の問題とか、具体的な問題がいろいろ出てくる。そういう場合にはマスメディアの言っているアロケーション・プランの話も、ほんとうは無力量ではなかろうかという気がしている。

塩野谷 然り。

市川 そう決めつけていいかどうかちょっとわからないが……。

塩野谷 ……ただ価値判断であるというだけでは問題が解決しないのであって、それをなんらかのかたちで定式化する必要があるのではないか、ということを私は申し上げたわけである。

それから政治のプロセスにおける問題として、やはり一般的な意思を銘々が国民の立場に立って承認するということがなければ、多数決方法にせよ政治のプロセスに人びとが参加した場合ベネフィット・プリンシプルはおかしなことになるだろう。

次に馬場先生の、消極的・積極的政策の区別というこ

とももちろん可能であろうと思う。それはさきほど私が申しあげたように、価値観の観点からいえば人びとの合意を強く得ているような問題、したがってこれは当然のこととして考えていいような問題と、それから積極的というのは、あまり意見が一致していないような問題、それにもかかわらず国家がなんらかのかたちでそれを行なおうとする場合、そこにさきほど市川さんがご指摘になったような問題点が出てくると思われる。

その次に、メリット財の提供の議論を哲学的な議論としてではなく、資源配分の問題として考える場合にどう処理するかということであるが、メリット財というのは、私的に市場機構の中で扱い得ている財であるから、もし人びとの選好なるものをそのまま承認するとすれば、たとえば医療サービスについての資源配分についても完全競争の市場機構というようなものがあるとすれば、そこでは最適なかたちで処理されているということになる。

ところがメリット財は、こういう個々人の選好をのぞましいものとは考えないで、それに付加的に国家の判断を加えるわけである。その判断の基礎はやはり哲学的なものになろう。表現は「公正」というような概念であるけれども、それを導き出してくる基礎は、やはり理論というよりも倫理の世界にあるわけで、それが哲学的な面をもつというのはやむをえないことである。

経済的な面でどう扱うかという、メリット財なるものをまず政府が先取りするというかたちで、資源配分上公的提供の部分とする。もちろんその部分について、コスト・ベネフィット・アナリシスのような効率判断を加えることは否定しない。それ以上のレベルのいろいろの社会の欲求、あるいは財貨サービスは市場にまかせる。市場の効率的な資源配分にまかせるのがのぞましいと考えるわけで、私にとって両者の結びつき方は、そのような先取り関係ということである。

もちろんメリット財に限らず公共財をも含めて申しあげれば、受益者原則ではなく、なんらかの分配原則を入れてこななければならないから、その料金の支払を税金の徴収というかたちで考えざるをえない。税金を取って、そしてほとんど無料あるいは安い価格で提供する。その場合にも分配問題が入ってくるから、分配問題を解決しておいて、その上で公共財の提供を図る。だからこれは新厚生経済学でいう分配を決めておいて、それと両立する相対的なかたちでの効率状態を考えるということではないかと思う。また、メリット財についてはさきほどのように考える。

それから中鉢さんおよび最初正村さんがご指摘になっ

た制御とか補完ということであるが、私はそれほど正確な概念規定をしているわけではない。問題の提出の意味は、今日市場機構がいろいろな面で欠陥をもっていて、あるいは市場機構で扱い得ないような領域があるために、政府がこれを社会保障であるとか、あるいは社会資本の建設というかたちで提供しなければならないというところに福祉政策の大きなウェイトがおかれているように思われるが、そういうことに私はやや反発を感じるわけで、そちらの面はもちろん重要であるけれども、その前提としている市場機構自身の働きをコントロールするという仕事も忘れてはならない、ということである。

それでは、コントロールする、制御するという意味は、どういうことかということ、コメンターが解説してくださったように、市場機構の原理を貫徹するということであろう。

しかし市場機構の原理というのは、じつは抽象的なものにすぎないわけで、それを具体的に考えるためには市場機構の基礎を規定しなければならない。制度的あるいは規則的に規定しなければならない。そういうルールがあってはじめて市場で扱う財貨サービスというものも出てくる。あるいはわれわれが出発点とする与件の中に、欲望とか技術とか資源というものを考え、それを前提として市場機構が働くと考えるのが、じつは資源というのはいったい何か。われわれは社会で認めている資源というものに限っているわけで、その意味で価値判断に依存しているわけである。

たとえば環境という資源は、これまで市場機構の中に入るものとしてはルール化されていない。あるいは欲望というものも無限定な与件ではなく、いろいろな観点からコントロールされて、たとえば密輸をコントロールするとか、そういう人びとの欲求をコントロールすることを通じてはじめて市場の基礎が得られている。それから技術についても、最近テクノロジカル・アセスメントというようなことがいわれているように、われわれは技術をすべてアクセプトするのではなくて、社会的な価値に即して与件としてアクセプトする。つまり市場機構の前提となるものをあらためて考え直すということをも含めているわけで、単に抽象的な市場機構の貫徹というだけではむしろ問題はかたづかないのであって、市場機構の基礎をあらためて規定し直すということが重要であろうと思う。

その補完の仕方について、正村さんは価格機構をゆがめるようなかたちでの所得保障の例をあげ、したがって市場機構を働かせる上で弊害をもつような場合も出てく

るという興味ある点をご指摘になったのである。補完のもっともわかりやすい政策例はケインズ的な有効需要政策であろうと思うが、その場合にも同じようなことがいえ、もし市場機構を完全にフレキシブルに運営しようとするれば、それは有効需要政策をおそらく必要としないような世界になるわけである。価格機構の硬直性というものを前提として、そこから出てくる失業を解決するために補完しているわけである。

しかし補完をすればよい市場機構は硬直化する。あるいはそれに基づいて現代的なインフレーションが出てくる、ということもある。もちろん制御と補完がどのようなかたちで考えられなければならないかということと、事実としてどのようなかたちの補完や制御が行なわれているかということはやはり別問題であって、その政策自身も検討の対象にしなければならないと思う。

最後の高橋さんのお話の国際的な側面が重要であるということは当然である。しかしわれわれの経済活動の単位というのは、やはりひじょうに強い意味でネーションというものに制約されている。それは一国の政策運営の一つのバウンダリーを与えているわけである。しかし個人の場合に、ほかの人びとのことを考えるということが出てきたのと同じように、将来においてはやはりそういう価値観が支配するということを期待してもよいのではないか、あるいは希望すべきではないか、と思う。

司会 ありがとうございます。正村さん何かございませんか。

正村 一つは、中鉢さんのお出しになった問題であるが、ご指摘の問題はひじょうによくわかるけれども、おそらく私の説明が不十分であったということもあって、若干問題の誤解があるのではないかと思う。つまり市場メカニズムに対する制御の問題で塩野谷さんのいわれた問題と関係があるが、市場メカニズムを結果的に貫徹させるようなかたちの制御を前の方で問題にしておきながら、あとの方で環境産業の制御といった問題を議論していて、この二つの制御はちがうのではないかという指摘であったと思う。私はこれら二つはちがわないと考える。

最初の方で問題にした制御も、自然史的に形成されている市場経済の中では、たとえば外部経済は内部化されない。しかし、いま塩野谷さんの使われたことばを借りるならば、公共的な機関を通して新しいルールをつくり変えていくことによって、外部不経済の問題を内部化するというのもやらなければいけない。そうすることで、外部性の問題が可能な限りにおいて内部化され市場原理のわくに乗ってくる。そうすることで効率評価がもっと

広げられたわくの中でできる。こういうことを可能にする制御をやらなければいけないということだと思う。その限りでは、もちろん具体的な内容は変わってくると思うが、今後の産業化の進展に対してとり入れなければならない制御のしくみは、まさにそういう性質の制御のしくみでなければならない。同時にそれに対する補完といわれている問題も考えなければいけないが、そういう意味ではこの二つは別のものであると考えない。

それから制御のしくみに関してはいろいろな方法がありうると思う。一つは直接の国家的規制あるいは国家的な規準の設定というものもあるであろうし、かなり自治体によっていろいろちがったレベルの環境規準をつくって、ちがった方法でもって介入するという方法もあるだろうし、そういう公共団体を通さないで、直接的に住民が公害監視を行なう。あるいは立入り検査を行なうということもあるだろうし、あるいは労働者が自治的に管理することによって制御するという場合もあるであろう。そういういろいろな形態がありうるので、私が申しあげたパーティシペーションの問題も制御の一つの手段として——パーティシペーションは手段であると同時に目的であるという両方あると思うが——制御の手段としてパーティシペーションを考えることも可能だと思う。

ただし、その場合も、パーティシペートしている人たちの間の価値システムなり目標の設定なりが正しくないと、たとえば労働者参加で企業経営をしても、やはり企業エゴイズムというか、企業のわくの中で問題を考えるということも起こってくるから、私がさっきちょっと申しあげた価値システムとの関連で、どう機能するかは変わってくるが、ご指摘の点はまさにそのとおりだと思う。制御の機構として生かしうると考えている。

それから中鉢さんが最後に問題にされた価値体系の多様化、あるいは多様な価値体系を保障するという考え方で、インテグレートされた一つの人類という社会システムを維持しなければならないという二つの両極の要請をどういうふうに通一していくかというところにシステム制御の一つの重要な問題があるということは全く同感である。私がさっき目標のトレード・オフというようなことを申しあげたのは、簡単に両立しがたい目標を抱えているということで、それをうまくきれいにやれる方法については全く自信がない。むしろそういう方法はないだろうと思うけれども、しかしそういう問題をはっきり意識してとりくむ以外にはないということに現在きていると思うのである。

それに関連してさきほど嶋田さんからお出しただい

た問題にお答えしたいと思う。市場機構の必要性ということ私がいま申しあげたのに対し市場機構の必要性は言うべき時期があるのではないかというご意見だったと思うが、おそらく市場機構の必要性をあまり不用意に強調すると、福祉政策の発展のためにはいろいろな問題があるというご指摘ではないかと私は受けとった。私が申しあげたかったのは、いまあげたようないろいろな目標を、たとえば自由という問題と——いまの多様化という言葉に言い換えてもいいわけであるが——自由という問題とシステムとしての機構の仕方の中における「公正」の問題なり、あるいはいろいろのかたちの価値判断にもとづいた福祉政策を打ち出さなければならない。そういう問題との間にかかなり複雑な矛盾対立がある中でわれわれが考えなければいけないのは、われわれが追求している目標を目的意識的に扱うということであり、目標を目的意識的に扱うということは、同時に目標と手段の関係について冷静に扱うということである。そういっても必要であると考えた。そういう観点から塩野谷さんの報告を私なりに補足させていただいたわけである。

そのことは、決して自然的に形成された現在の市場経済のメカニズムを全面的に肯定することとは違った立場であり、あらためて申しあげるまでもないと思うが、その点ご理解いただきたい。

さきほど申しあげたように、たとえば社会主義、いわゆる全体主義的な統制経済の中でも明らかに市場機構の必要性が認められている。なしくずしにいろいろな市場的な原理が入れられているわけである。これはなしくずしであるが故にいろいろ問題があると思うが、そういうふうな状況は何を意味しているか。それは経験的にそうせざるをえなくなったということであろうが、しかしもっとつっこんで考えるならば、効率とか自由とかという観点からみた場合、これを廃絶することはできない。そうだとすれば、それはいろいろなサブ・システムの組み合わせの中である機能をもたせる以外にない。そうすると、自然史的に形成された市場経済はわれわれをふりまわしてきたのだが、逆にこんどはわれわれがいろいろなサブ・システムの組み合わせの中で市場機構を機能させるように考えていく。そうきれいにはいかないと思うけれども、それが必要だと考えている。

それではそのことを強調するからといって、こんどは福祉政策の方もある程度数量化したり計量化して、これこれこういう形で貨幣的に表現できる福祉政策の中味だけを許すことにもならないと思う。この点は塩野谷さんもご指摘になったけれども、必ずしも数量化できなくて

もよい、あるいは私の申しあげたなかにもあったが、経済的に保障ができる部分と、それから非経済的な要素とを絶えず考慮に入れていかなければならないと考えている。

だから福祉指標というものも、実態がよくなっているかわるくなっているかという一つの判断の材料として、それらしい指標をつくるという点で意味があると思うが、そういう指標をつくることにあまりたくさんの人的資源をさかない方が社会のためによいのではないか、まあほどほどにした方がよいのではないかと考えている。

司会 お二人からお答えいただき、三浦さんにもご発言をおねがいしたいところであるが、みなさまからご意見をお出しいただき問題を提起していただいた中で、それほど三浦さんのお話にかかわらなかったようで、時間も過ぎたのでこのへんで結びたいと思う。

「福祉政策の基本的な性格」をこの短時間で基礎づけることがもともと無理な話かとは思いますが、塩野谷さんから経済学的な理論のわく組みを明確に出していただき、それを正村さんの方でさらに具体的に敷衍していただいたようなかたちになり、そこで経済学的な処理に余るような問題点が、従来の意味での社会福祉の関連において三浦さんから提起され、それに関連していろいろの意見がみなさまの方から出てきた。

私自身としては、塩野谷さんのこの報告の要旨を見た時、これはどうなるかと思ったのであるが、お話をうかがっているうちにおぼろげながらわかってきたし、それだけにこの問題については、社会保障研究所がさらにこの中でやるべき問題点を位置づけ、再考してみる出発点になればと思っている。

今年は長年所長をなさった山田先生がご退任なさり、馬場先生にお代りになったわけであるが、従来の伝統を生かしながら、新しい発展を図るためには、今日の午前中の討議はたいへん有効であったと私は思う。

ご協力を厚く御礼申しあげる次第である。

関係者紹介

(報告者関係)

塩野谷祐一	一橋大学教授
正村 公宏	専修大学助教授
三浦 文夫	社会保障研究所研究第三部長
福武 直	東京大学教授・理事

(一般討論関係：発言順)

角田 豊	同志社大学教授
嶋田啓一郎	同志社大学教授
市川 洋	経済企画庁情報管理室長
中鉢 正美	慶応義塾大学教授・専門委員
高橋 武	ILO東京支局次長・専門委員